

STUDIO COCO PILATES 利用規約

第1条 適用範囲と目的

本規約は、「STUDIO COCO PILATES」として運営するピラティススタジオ(以下「当スタジオ」と称す)および、それに派生する運営業務の利用に関し適用されるものとします。また、当スタジオの目的は会員がスタジオ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図ることを目的とします。

第2条 所在地

当スタジオの所在地は「福岡県飯塚市椿192-1」とします。

第3条 経営運営

株式会社ウェルビート(以下「会社」という)が経営し、運営を行うものとします。

第4条 会員制度

1. 当スタジオは会員制とします。
2. 当スタジオに入会される方は、本規約を承諾し、当スタジオ所定の登録に必要な書類を提出(公式ホームページからの申請を含む)しなければならないものとします。

第5条 入会資格

次の各号のいずれかに該当する者は当スタジオの会員になることは出来ないものとします。

- (1) 本規約および当スタジオの諸規則を遵守できない者
- (2) 本申込を行なう者が記載した会員と相違ないことを確認できない者
- (3) 暴力団又は反社会的勢力関係者と当スタジオが判断した者
- (4) 医師等により運動を禁じられている者
- (5) 酒気を帯びている者、伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (6) その他当スタジオが会員としてふさわしくないと判断した者
- (7) 小学生未満の者及び20歳未満で保護者の同意がない者
- (8) 妊娠されている方
- (9) 在留カード・特別永住者証明書を発行されていない者
- (10) 入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者

第6条 諸規定の遵守

- (1) 会員は本規約および施設内諸規則その他当スタッフが定める規則をすべて遵守しなければならないものとします。

第7条 禁止事項

- (1) 当スタジオ内において、以下の行為は禁止されます。
 - 1.施設内における物品販売やいかなる営利活動、金銭の貸借、ビジネス活動、署名活動、勧誘行為、政治活動、無許可でのアンケート等を行う行為
 - 2.刃物など危険物や他の会員または施設、機器を傷つける可能性のある物品の施設内への持込
 - 3.施設内で大きな声を発したり、あるいは他の会員、ゲスト、施設スタッフに対する暴力、嫌がらせ、誹謗中傷する等の威嚇行為、迷惑行為
 - 4.他の会員の施設利用を妨げる行為
 - 5.会員が施設内で飲酒または喫煙(電子タバコ・無煙タバコを含む)、法律で禁止された薬物等を使用すること。または、使用して入館すること。
 - 6.会員及び利用者が施設内で撮影や録画を許可なく行い、SNS等で当スタジオのイメージを傷つけると判断されるもの。
 - 7.動物を施設内に持ち込むこと(ただし、当クラブが承諾した補助犬は除く)
 - 8.当スタジオの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷つける行為

第8条 入場の禁止及び退場

当スタジオは、以下の各項に該当する方の入場の禁止または退場及び退会を命じる事ができるものとします。

- (1)本規約および当スタッフの諸規則を遵守しない者
- (2)暴力団関係者又は反社会的勢力関係者と当スタジオが判断した者
- (3)医師等により運動を禁じられている者
- (4)伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (5)大声、奇声を発したり、不適切な言動で他の人間に迷惑をかける者
- (6)飲酒した者。館内で飲酒、喫煙をした者
- (7)体調不良、薬物使用等により正常の施設利用ができないと認められた者
- (8)当スタジオの承認なくスタッフを撮影もしくは YouTube、SNS 等に投稿する行為をするもの。
- (9)自己の都合により会費等の全部もしくは一部を 3 か月月滞納し、または会費等の全部もしくは一部を支払わない日が 3 ヶ月連続した者

第 10 条 退会

- (1)会員が自己都合により当スタジオを退会する場合は、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、退会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出については原則受け付けられませんが内容により当スタジオが判断いたします。
- (2)退会手続きは、退会を希望する月の 10 日までに行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の 11 日以降に退会手続きが取られた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
- (3)本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、当スタジオのご利用がなくても通常の会費等が発生します。
- (4)会費等の全部または一部が未納の場合は、第 1 項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
- (5)会費等は、退会が月の途中でであっても、これを全額支払わなければならない。
- (6)会員が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が 3 ヶ月間となった場合、または会費等の全部もしくは一部を支払わない月が 3 ヶ月連続した場合は、規約退会とします。また滞納分については、全額現金または当スタジオが指定した方法で支払わなくてはなりません。

第 11 条 諸手続き

- (1)会員が入会時に登録した内容に変更があった時は、速かに変更手続をしなければならない。また、その後に変更があった場合も同様とします。
- (2)当スタジオより会員に通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等宛に行うものとし、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等になっても発信後の責は負わないものとする。
- (3)コース変更、契約内容の変更については希望月の前月 10 日までにコース変更届を提出するものとする。

第 12 条 資格喪失

会員は次の場合にその資格を喪失します。

- (1) 退会
- (2) 休会 6 ヶ月を経過し再開のないとき
- (3) 死亡あるいは失踪宣言をうけたとき
- (4) 当スタジオを閉鎖したとき

第 13 条 会費、手数料及び利用料等

- (1) 入会金・事務手数料などの手数料は、当スタジオが別に定める金額とし、入会時にこれを支払わなければならない。入会金・事務手数料は、理由の如何を問わず返還は出来ない。
- (2) 会費は前納制となり、当スタジオが別に定める金額を当スタジオ所定の方法で支払うものとする。既納会費は、原則として理由の如何を問わずこれを返還出来ない。
- (3) 会員には、実際の施設利用の有無にかかわらず、本会員規約が定める諸費用をすべて支払う義務があり、退会月までは会費を支払わなければならない。定額コースは月内消化、回数券は使用期限内利用とし、繰り越しは出来ない。一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いては返還されないものとします。
- (4) 会員が会費等その他の債務支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、当スタジオは、会員に対し、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に 14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費等その他の債務と一括して、会社が指定する方法で支払いを求めることができる。その際の必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とする。

第 14 条 会費、手数料および利用料等の改定

- (1) 当スタジオは、別に定める会費・手数料または利用料等の改定を行うことができる。
- (2) 前項の改定を行なう場合、当スタジオは 1 ヶ月前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費が適用されるものとします。

第 15 条 予約、キャンセル等

- (1) 当スタジオの定める予約システムにて行う。予約可能回数はコースにより異なる。
- (2) キャンセルは当日 3 時間前まで可能、それを過ぎると消化扱いとなる。無断キャンセルは消化扱いとなる。

第 16 条 営業時間と休館日

1. 当スタジオの営業日及び営業時間、スタッフ受付時間については別に定める。
2. 当スタジオは次の事由により、必要期間を休館日とすることができる。
 - (1) 気象災害、天変地異により、営業ができないと判断したとき
 - (2) 施設点検、施設補修、改修の必要が生じたとき
 - (3) 管理運営所のやむ負えない事情があるとき
 - (4) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
3. 前項、前々項の適用により会員の会費等の支払い義務が縮減され又は停止されることはありません。

第 17 条 紛失物・忘れ物・放置物

1. 会員が当スタジオの利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
2. 忘れ物・放置物については、1 ヶ月以上を過ぎても引き取りが無い場合は、当クラブにて処分するものとします。ただし、腐敗の恐れがあるなど衛生安全管理上、保管は不適正と判断したものについては適宜処理させていただきます。

第 18 条 施設の閉鎖と変更

会社は次の理由により当スタジオの施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

1. 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社が判断し、営業を不可能と認めたとき

第 19 条 賠償責任

- (1) 当スタジオ内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について会社は一切の責任を負わないものとする。

会員は、自己の責に帰すべき原因により、当スタジオまたは第三者に損害を与えた場合は、速かにその賠償責任を果たさなければならない。
- (2) 会員が未成年者の場合、保護者は自らを本規約に基づく責任を本人と連帯して負わなければならない。

第 20 条 解散

1. 当スタジオは止むを得ざる事情による場合には、3 ヶ月前の予告をすることにより、当スタジオを解散することができる。
2. 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができる。
3. 当スタジオの解散の場合、会社及び当スタジオは会員に対し、特別の補償は施さない。

第 21 条 通知予告

本規約および当スタジオの諸事情に関する通知または予告は、当スタジオ所定の場所に一定期間提示する方法または電子メール等により行う。

第 22 条 本規約その他の諸規則の改定

会社は、本規約、細則、利用規定、その他当スタジオの運営、管理に関する事項を改定することができる。また、その効力は最新の改定日をもってすべての会員に適用される。規約等改定は原則 1 か月前までに会員へ予告するものとする。

第 23 条 適用法および専属的合意管轄裁判所

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と当クラブの間で訴訟の必要が生じた場合、当スタジオ所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条 個人情報

当スタジオは、個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報はじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします。プライバシーポリシーは、当スタジオのホームページに掲示致します。

第 25 条 本規約の発効

本規約は 2026 年 3 月 1 日 改訂 2026 年 4 月 1 日 施行。

1. 利用資格と健康状態

- ・ **健康状態の自己管理** 医師から運動を禁じられている方や、感染症に罹患している方は利用できません。
- ・ **事前申告**：妊娠中や身体に制限のある場合は、事前にスタッフへ伝える必要があります。
- ・ **禁止事項**：酒気を帯びた状態での利用、違法薬物の所持、刃物等の危険物の持込は厳禁です。

2. レッスン受講とマナー

- ・ **服装の規定**：体の動きを確認しやすい「伸縮性のあるフイットしたウェア」が基本です。マシンへの巻き込み防止のため、フードやジッパー等の装飾が多い服は避けましょう。
- ・ **履物**：原則として滑り止め付きの靴下を着用します。素足不可。
- ・ **清掃・除菌**：使用したマシンやマット、補助具は、レッスン後に備え付けの除菌シートで各自清掃し、元の場所へ戻しましょう。
- ・ **時間の厳守**：レッスン時間 10 分前からレッスン開始までに入館下さい。レッスン開始後の途中入室は、安全面や他の利用者への配慮から禁止となります。

3. キャンセル・予約規定

- ・ **キャンセル期限**：キャンセルは当日レッスン開始 3 時間前迄
- ・ **ペナルティ**：期限を過ぎたキャンセル（時間外キャンセル）や無断欠席が重なると、翌月予約枠が制限されたり、キャンセル料が発生致します。

4. 施設管理と賠償（駐車場内含む）

- ・ **備品損害**：故意または過失により施設や備品を破損させた場合、損害賠償を求められることがあります。
- ・ **私物管理**：施設内での盗難や紛失について、スタジオ側は原則として責任を負わないため、各自での管理をお願い致します

5. 諸手続について

・ **受講プログラムの変更**：月途中でのプログラムの変更は出来ません。前月 10 日までにコース変更届出書をご提出下さい。

- ・ **退会**：休会につきましては、原則お取り扱いできません。再度入会手続きをお願い致します。

当月 10 日までに退会届出書をご提出下さい。（半年以内の復会は入会金、入会事務手数料無料）

復会ご希望の方は継続手数料お支払いで最大半年間会員継続可能。

- ・ **LINE 来店ポイント**：後付けは出来ません。50 ポイント達成でプレゼント(通い放題の会員様は 200 ポイント)